

議案第 73 号

三次市公の施設の指定管理期間の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例案を次のように提出する。

平成 29 年 9 月 8 日

三次市長 増 田 和 俊

三次市公の施設の指定管理期間の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（三次市生涯学習センター設置及び管理条例の一部改正）

第 1 条 三次市生涯学習センター設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項及び第 2 項中「3 年間」を「6 年間」に改める。

（三次市文化センター設置及び管理条例の一部改正）

第 2 条 三次市文化センター設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項及び第 2 項中「3 年間」を「6 年間」に改める。

（三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例の一部改正）

第 3 条 三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項及び第 2 項中「3 年間」を「6 年間」に改める。

（三次市地域活動拠点施設設置及び管理条例の一部改正）

第 4 条 三次市地域活動拠点施設設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 3

5号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項及び第2項中「3年間」を「6年間」に改める。

(三次市岡田ふれあいセンター設置及び管理条例の一部改正)

第5条 三次市岡田ふれあいセンター設置及び管理条例(平成16年三次市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項及び第2項中「3年間」を「6年間」に改める。

(三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正)

第6条 三次市コミュニティセンター設置及び管理条例(平成17年三次市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項及び第2項中「3年間」を「6年間」に改める。

(三次市小規模多機能施設設置及び管理条例の一部改正)

第7条 三次市小規模多機能施設設置及び管理条例(平成22年三次市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項及び第2項に次のただし書を加える。

ただし、かわにし小規模多機能施設については、3年間とする。

(三次市宇賀交流拠点施設設置及び管理条例の一部改正)

第8条 三次市宇賀交流拠点施設設置及び管理条例(平成25年三次市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項及び第2項中「3年間」を「6年間」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。